

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 野村文和

緊急事態宣言の延長に伴う保育園等の対応について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため発令されている緊急事態宣言が延長されることとなりました。

保育園等では、引き続き感染予防に最大限努めてまいります。ご家庭におかれましても、引き続き感染予防に取り組んでいただき、感染リスクの低減と保育園の継続的な運営にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 保育園等の運営について

保育園等は、狭い空間に子どもたちが集まり、保育士等の職員は子どもと密に保育をする必要があるため、3密（密閉・密集・密接）が避けられない空間です。できる限りの対策は講じますが、一定の感染リスクが発生することをご理解いただくとともに、感染リスク低減のための取組にご協力いただきますようお願いいたします。

2 保護者の皆様へのご協力依頼について

① 感染リスク低減のため、保育園利用時間の短縮などご家庭でできるご協力を、引き続き可能な範囲でお願いいたします。

② 登園前に園児の体温測定などの健康観察と記録をお願いいたします。

③ 発熱や咳などの症状が出ている場合は、登園を控えていただき、速やかに在籍園へご連絡ください。

④ 保育中に症状等が見られた場合は、お迎えの連絡をします。発熱の場合は解熱後24時間以上経過し呼吸器症状等が改善傾向となるまでは、登園を控えてください。

⑤ 送迎の方は保育室内への入室をご遠慮ください。

⑥ 送迎の方は最小限の人数とし、子どもの身支度等は速やかに済ませてください。

⑦ 送迎時の手指消毒、マスク着用をお願いいたします。

⑧ お子様がPCR検査を受ける場合は、速やかに在籍園にご連絡ください。検査結果が判明するまでは登園を自粛していただくようお願いいたします。

あわせて、検査結果が判明した際も、速やかに在籍園へご連絡ください。

⑨ 同居のご家族等の方がPCR検査を受ける場合も、速やかに在籍園にご連絡ください。同居のご家族等の方が新型コロナウイルスに感染した場合、登園を自粛していただくこととなります。検査結果が判明した際は、速やかに在籍園にご連絡いただくとともに、保健所の指示に従っていただくようお願いいたします。

3 保育園等で感染者が発生した場合について

保育園等の園児や職員の感染が確認された場合、当該保育園は臨時休園となる場合があります。その際は、保健所が調査し、濃厚接触者として確認された方にはPCR検査を行います。

注 その他、本通知における対応方針は、現時点でのものであり、状況の変化により変更する場合があります。

問合せ先

子ども家庭部保育課 電話 3802-3111

保育指導係 内線 3823、3824、3846